

兵庫県の就学支援

兵庫県 総務部 教育課

私立通信制高校
入学者・在籍者用

兵庫県では
以下の給付制度で
高校生の就学を
支援します。



就学支援金

【授業料への支援】

奨学給付金

【授業料以外への支援】

授業料への支援【国：就学支援金】

【対象要件】 ※申請時期：入学後

- ① 生徒が日本国内に居住していること
- ② 下記の支給区分に該当すること

計算方法は次ページ

【支給区分】 ※所得確認基準額で区分決定します。

年収目安※1 (保護者合算)	所得確認基準額※2 (保護者合算)	支給限度額※3 (1単位あたり)
590万円未満	154,500円未満	12,030円/単位
730万円未満	154,500円～ 217,700円未満	4,812円/単位
910万円未満	217,700円～ 304,200円未満	4,812円/単位

※1 保護者1名が働き、子どもが2人(16～18歳：1人、～15歳：1人)いる4人世帯を想定

※2 支給区分は所得判定基準額を基に決定します。*計算方法は次ページにて

※3 年間上限：30単位(通算74単位)

【注意点】

履修単位数、履修期間等により、支給額が異なります。
支給額の詳細については高校の事務室へお問合せください。



支給額シュミレーション

所得確認基準額154,500円未満世帯の生徒が、1単位あたり12,000円の授業を1年間(12ヶ月)で25単位履修した場合

▶ 月額支給額：25,000円
(12,000円×25単位÷12ヶ月)

授業料への支援【国：就学支援金】

【所得確認基準額について】

6月頃に届く、「住民税決定通知書」に記載されている以下の税情報を用いて、所得確認基準額を計算します。

- ① 市町村民税の“課税標準額”
- ② 市町村民税の“調整控除額” ***県民税の調整控除額ではありません**

※税情報の名称は、自治体によって異なる場合があります。
※自治体によっては、「調整控除額」ではなく、ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体もあります。
(住民税決定通知書の摘要欄に、内訳が記載されている場合もあります)

▶ 調整控除額がわからない等、ご不明点がある場合は、
お住まいの市町村の税務担当窓口にお問合せください。

【所得確認基準額の計算方法】

下記の① - ② = 所得確認基準額

- ① 市町村民税の“課税標準額”^{※1} × 6%
- ② 市町村民税の“調整控除額”^{※2}_{※3}

※1 支給を受けようとする生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日~4月1日)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等(2名の場合は一方)の課税標準額から33万円を控除します。

【適用例】2月10日生まれの高校2年生

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、当補助金の判定上、「調整控除額」に3/4を乗じた額となります。

【例】神戸市に納税し、調整控除額が2,000円の場合、1,500円となる。

※3 ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体の場合は、以下により調整控除額を確認します。

【例】税額控除額11,500円、ふるさと納税による控除額10,000円の場合、就学支援金の計算に用いる調整控除額は、1,500円となる。

計算例は次ページにて ▶

授業料への支援【国：就学支援金】

【所得確認基準額の計算例】

【計算例1（納税先：政令指定都市の場合）】

保護者A ・課税標準額：260万円（正社員勤務等）
・市民税“税額控除額”：8,000円（内、ふるさと納税分：6,000円）
保護者B ・課税標準額：0円（住民税非課税 ※扶養内パート勤務等）

保護者A 課税標準額 260万円 × 0.06 = ①156,000円
税額控除額 8,000円 - ふるさと納税分 6,000円 = 2,000円
政令指定都市のため、2,000円 × 3/4 = ②1,500円
⇒ ① - ② = ③ 所得確認基準額154,500円

計算結果 … 保護者AとBの合算（保護者Bは非課税のため③のみ）
= 154,500円（世帯の所得確認基準額）

【計算例2（納税先：政令指定都市以外の場合）】

保護者A ・課税標準額：260万円（正社員勤務等）
・市民税“調整控除額”：1,500円
保護者B ・課税標準額：200万円（正社員勤務等）
・市民税“調整控除額”：1,500円

保護者A 課税標準額 260万円 × 0.06 = ①156,000円
調整控除額 1,500円 = ②1,500円
⇒ ① - ② = ③ 所得確認基準額154,500円

保護者B 課税標準額 200万円 × 0.06 = ④120,000円
調整控除額 1,500円 = ⑤1,500円
⇒ ④ - ⑤ = ⑥ 所得確認基準額118,500円

計算結果 … 保護者AとBの合算（③ + ⑥）
= 273,000円（世帯の所得確認基準額）

【課税年度について】

■ 就学支援金

住民税が毎年6月頃に決定することから、新1年生は2回判定があります。

（1回目：4月～6月支給分、2回目：7月～翌年6月支給分）

- ・令和6年4月～6月分 ⇒ 令和5年度の課税状況により判定
- ・令和6年7月～令和7年6月分 ⇒ 令和6年度の課税状況により判定

授業料への支援【国：就学支援金】

【申請に必要な書類等】※申請先は、入学・在籍する高校です。

〔申請時期〕入学後

- ① 就学支援金の申請書（入学・在籍する高校で配布）
- ② 保護者等全員分のマイナンバーカードのコピー
（or 個人番号が記載された住民票）
- ③ その他学校が指定する書類

※県外校は、都道府県により手続き方法が異なる場合がありますので高校へお問合せください。

◆申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に当該年度の課税状況により再判定を行います。
新たに支給対象になる可能性があるため、審査希望の方は、7月中に学校へ申請ください。

◆期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、直ちに高校の事務室に連絡してください。
認定された場合、申請月から支給されます。

◆疾病や経済状況の悪化等で収入が激減した場合

「就学支援金（家計急変支援制度）」があります。
詳しい要件や申請等については、入学・在学する学校へ
ご相談ください。

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

・高等学校等を卒業もしくは修了した者
（修業年限が3年未満のものを除く）

・高等学校等に在学した期間が通算して36月を超えた者
（定時制・通信制高校等に在学する期間は4分の3として計算）

授業料以外への支援

奨学給付金（一般分）

奨学給付金（家計急変分）

【対象要件】

奨学給付金 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 各年度7月1日時点で在学していること
- ② 保護者等が兵庫県在住であること
- ③ A: 生活保護世帯（生業扶助受給） または、
B: 市町村民税所得割額及び県民税所得割額が
どちらも0円（保護者合算）であること

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が
非課税相当と見込まれる世帯は、「家計急変分」として申請可能

【支給区分】

A 生活保護世帯（生業扶助受給）

B 市町村民税及び県民税の所得割非課税世帯

- ① 下記「②・③」を除く高校生等
- ② 保護者等に扶養されている2人目以降の高校生等
- ③ 15歳（中学生を除く）～23歳未満の扶養されている
兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等

区分	支給額（年額）		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
A	52,600円	52,600円	
B-①	142,600円		
B-②	152,000円	52,100円	52,100円
B-③			

授業料以外への支援 奨学給付金(一般分) 奨学給付金(家計急変分)

【申請に必要な書類等】*は、令和6年7月1日以降に発行されたもの

- ① 奨学給付金支給申請書*¹ (黒のボールペンで記入)
※¹ 家計急変の場合は、奨学給付金(家計急変分)支給申請書
- ② 住民票* (世帯全員分)
- ③ 在学証明書* (学校長印が押印されたもの)
- ④ 申請者名義の希望振込金融機関の通帳のコピー
(名義名、銀行名、支店名、口座番号が確認できる箇所)
- ⑤ 保護者等全員分の令和6年度の住民税がわかる書類*²
(課税証明書、非課税証明書、生業扶助受給証明書* 等)

※² 家計急変の場合は、上記⑤だけではなく、以下の書類が必要です。

- ・家計急変の発生を証明する書類(離職票、廃業届等)
- ・保護者等全員分の急変後1年間の年収見込み
(会社発行の収入見込証明書、税理士or公認会計士作成の証明書類 等)

対象生徒以外に奨学給付金を受給している場合の追加書類

- ⑥ 健康保険証のコピー(該当兄弟姉妹分)
※生業扶助受給世帯は不要
- ⑦ 対象生徒以外の奨学給付金支給申請書のコピー

専攻科に在籍する場合の追加書類

- ⑧ 個人対象要件証明書

【申請方法】※令和6年7月1日～受付開始

・相生学院高等学校
・第一学院高等学校 養父校
・AIE国際高等学校



入学・在籍する高校に提出
※申請書類等も学校から配布されます

上記以外の通信制高校



兵庫県教育課に直接郵送(持参による申請は受付不可)
※申請書類等はHPからダウンロードください

その他、貸付制度

【高等学校奨学資金貸与制度】

対象者	高校に在学する生徒で、以下の両方に該当する者 ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。 (給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下)
貸付額	月額30,000円(私立学校、自宅通学者の場合)
その他	タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり (奨学資金貸与者のみ)
申請時期	中学3年生時点の8月下旬～10月中旬

問合せ先:公益社団法人 兵庫県高等学校教育振興会 [078-361-6640](tel:078-361-6640)

その他、各自治体によっては、奨学金制度があります。
お住まいの自治体ホームページまたは 直接自治体へ
お問合せください。

